

発議第2号

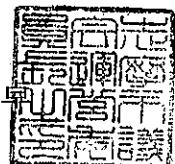
オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月17日提出

志摩市議会 議長 金子研世様

提出者 志摩市議会 議会運営委員会
委員長 濱口



令和4年3月17日可決

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が議場に参集できない状況においても、急を要する感染症対策議案等の審議、議決が求められる事態が現実のものとして想定されている。しかし、そうした非常時であっても定足数を満たし、審議や表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ、議決機関として住民の期待に応えることはできない。

しかしながら、わが国の地方議会においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されていることから、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方、総務省は令和2年4月30日付の通知において、委員会運営については、当該議会による意思決定によってオンライン化が可能との見解を発出したが、本会議をオンライン化することができなければ、議会運営上の利点は限定的なものとなる。議会の意思形成過程である委員会審査におけるオンライン化の有用性を認識しているのであれば、本会議についても導入を推進していくべきである。

よって、国に対し、非常時などには地方議会の判断により、本会議運営をオンライン会議などによる遠隔審議・議決が可能となるよう、下記の主旨で地方自治法を改正することを強く要請する。

記

1 地方議会における本会議の開催が、本来の役割を妨げることなく、かつ公開性に配慮したうえで、情報通信技術によるオンラインでの審議や表決によっても可能となるよう、議場への参集が困難な場合は、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月17日

志摩市議会議長 金子研世

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	金子恭之	様
法務大臣	古川禎久	様
デジタル大臣	牧島かれん	様